

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第
62号）（産業観光局農林振興室農業振興整備課）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1. 第1条（見出しを含む。）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

この条例は、平成27年5月29日から施行することとしました。

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第62号

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市産業関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)